
第6回 三朝町議会定例会会議録（第16日）

令和6年9月24日（火曜日）

議事日程

令和6年9月24日 午後3時開議

（委員長報告・討論・採決）

- 日程第1 議案第48号 令和6年度三朝町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第2 議案第49号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第50号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第51号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第52号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第53号 令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第54号 令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第55号 令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 令和5年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 令和5年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 令和5年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第61号 令和5年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 三朝町国民健康保険条例の一部改正について

- 日程第19 議案第66号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について
- 日程第20 議案第67号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について
- 日程第21 議案第68号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第22 陳情第15号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書
- 日程第23 陳情第16号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議会改革調査特別委員会の中間報告について
- 日程第27 議員提出議案第7号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう求める意見書
-

本日の会議に付した事件

(委員長報告・討論・採決)

- 日程第1 議案第48号 令和6年度三朝町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第2 議案第49号 令和6年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第50号 令和6年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第4 議案第51号 令和6年度三朝町水道事業会計補正予算(第4号)
- 日程第5 議案第52号 令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第53号 令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第54号 令和5年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第55号 令和5年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第56号 令和5年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第57号 令和5年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第58号 令和5年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第59号 令和5年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第60号 令和5年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第14 議案第61号 令和5年度三朝町水道事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第62号 三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第63号 三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第17 議案第64号 三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第65号 三朝町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第66号 三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について
- 日程第20 議案第67号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について
- 日程第21 議案第68号 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第22 陳情第15号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書
- 日程第23 陳情第16号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書
- 日程第24 議員派遣について
- 日程第25 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議会改革調査特別委員会の中間報告について
- 日程第27 議員提出議案第7号 現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう求める意見書
- 追加日程第1 議案第69号 教育委員会委員の任命について

出席議員（12名）

1 番 森 貴美子	2 番 小 椋 泰 志
3 番 河 村 明 浩	4 番 吉 村 美穂子
5 番 松 原 成 利	6 番 松 原 茂 隆
7 番 能 見 貞 明	8 番 石 田 恭 二
9 番 山 口 博	10 番 藤 井 克 孝

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 新 寛 主事 菅 田 知 佳

説明のため出席した者の職氏名

町長	松 浦 弘 幸	副町長	赤 坂 英 樹
教育長	西 田 寛 司	総務課長	矢 吹 和 美
地域振興監	青 木 大 雄	会計管理者	山 中 恵 子
財政課長	吉 田 栄 治	町民課長	山 口 良 輔
建設水道課長	藤 井 和 正	福祉課長	岩 山 裕 和
観光交流課長	藤 井 紀 好	農林課長	山 本 達 哉
総務課参事	竹 本 将 樹	企画健康課参事	米 田 真
建設水道課参事	松 村 倫 明	教育総務課長	角 田 正 紀
社会教育課長	谷 川 篤 志	図書館長	毛 利 純

午後 3 時 0 6 分開議

○議長（吉田 道明君） ただいまの出席議員数は 12 名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日届出のあった欠席者は、議員、当局ともにございません。以上、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 議案第 48 号 から 日程第 21 議案第 68 号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第 1 から日程第 21 までの 21 件の議案を一括議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際、日程を変更して、日程第1から日程第21まで、すなわち議案第48号から議案第68号までの21件の議案を一括議題といたします。

まず、付託議案に対する委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。

一般会計決算審査特別委員会、遠藤勝太郎委員長。

○一般会計決算審査特別委員会委員長（遠藤勝太郎君） 去る9月11日の本会議において、一般会計決算審査特別委員会に付託されました議案第53号、令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、9月17日、議長招集の下、当役場会議室において午前10時から委員会を開催、互選の結果、委員長に私、遠藤勝太郎、副委員長に松原成利議員が選任され、就任いたしました。委員会は5名、全員出席の下に審査し、ここに会議規則第41条第1項の規定に基づき、委員会の審査結果を報告いたします。

議案第53号、令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、慎重審査した結果、消防施設整備費において、明確な答弁がなされていない、給水申請手続について具体的な説明を求めたが、答弁がない、給水使用料の水道会計上の取扱いについて疑問が残るなど、全般的に説明不足であり納得ができないことから、不認定とすべきものと決定したので報告いたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、総務教育常任委員会、遠藤勝太郎委員長。

○総務教育常任委員会委員長（遠藤勝太郎君） 去る9月11日の本会議において、総務教育常任委員会に付託されました議案につきまして、9月13日、当役場会議室において委員全員出席の下に委員会を開催し、慎重審査した結果、お配りしています報告書のとおり、いずれも可決、認定すべきものと決定したので報告いたします。

○議長（吉田 道明君） 次に、産業民生常任委員会、能見貞明委員長。

○産業民生常任委員会委員長（能見 貞明君） 去る9月11日の本会議において、産業民生常任委員会に付託されました議案につきまして、9月12日、当役場会議室において委員全員出席の下、委員会を開催し、慎重審査した結果、お配りしています報告書のとおり、いずれも可決、認定すべきものと決定しましたので報告します。

○議長（吉田 道明君） これより委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、討論、採決を行います。

討論、採決は、1件ごとに、議案の順を追って行うことといたします。

議案第 4 8 号、令和 6 年度三朝町一般会計補正予算（第 4 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 4 9 号、令和 6 年度三朝町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 5 0 号、令和 6 年度三朝町温泉配湯事業特別会計補正予算（第 2 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 5 1 号、令和 6 年度三朝町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第52号、令和6年度三朝町下水道事業会計補正予算（第2号）について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第53号、令和5年度三朝町一般会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

討論がありますので、まず原案に賛成、すなわち認定とする者の発言を許します。

2番、小椋議員。

先に、そっち。

○議員（2番 小椋 泰志君） 本案件につきまして、委員会審査報告では不認定にすべきものとなりましたが、私は、認定すべきものとして原案に賛成するものです。

理由につきまして、審査報告書の不認定理由には、消防施設整備費において、給水申請手続や給水使用料の水道会計上の取扱いについて明確な答弁がなされていないとありますが、全員協議会において提出された、決算審査特別委員会への報告資料での、執行部の回答を見るに、いずれの質問に対してもしっかりと回答がなされており、これをもって不認定にすべき理由には当たらず、事業は適正に執行されたと考えられます。よって、本件については、認定すべきものとして原案に賛成するものです。

○議長（吉田 道明君） 次に、原案に反対、すなわち不認定とする者の発言を許します。

7番、能見議員。

○議員（7番 能見 貞明君） 今回の一般会計決算では、水道法に規定がある消火栓の設置は、水道事業者が行うことを逸脱して工事費を支出しており、一般会計新設消火栓また修繕工事はあ

り得ません。これは明らかに適正を欠くものであります。本来、消火栓の設置工事は、一般会計より100%繰り出しになり、新設工事負担金として水道事業会計の収入になり、その予算で執行された配水管は固定資産に計上され、これで初めて配水管に接続され給水が可能になり、水道料金として徴収されます。今回の配管は、いまだに固定資産に計上されてなく、水道料金を徴収しています。これは水道会計に間違いがあり断じて決算を承認することはできません。

○議長（吉田 道明君） そのほか討論ありませんか。

○議員（3番 河村 明浩君） 3番。

○議長（吉田 道明君） 賛成ですか、反対ですか。

○議員（3番 河村 明浩君） 賛成です。審査に。

○議長（吉田 道明君） 審査に。要は、原案に対する反対か賛成かということですけど。

賛成意見、反対意見。

○議員（3番 河村 明浩君） 反対意見。

○議長（吉田 道明君） 反対意見ですね。

賛成意見はありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 3番、河村議員。

○議員（3番 河村 明浩君） 失礼します。一般会計決算審査特別委員会の審査の結果について賛成の立場で討論させていただきます。

当該事業につきましては、令和5年6月の補正予算説明資料によりますと、今泉集落の消防水利確保のために消火栓2基を新設することを目的として、補正予算が可決されたものですが、このたび新築された住宅への水道供給も目的の1つであったことに関して、委員会で給水申請手続や給水使用料の取扱いなど議論されましたが、疑義が生じ結論に至らなかったものによるものと考えますので、委員会の審査結果は妥当であると思います。以上です。

○議長（吉田 道明君） ほかに討論ありませんか。

〔討論なし〕

○議長（吉田 道明君） 討論を終結し、本案を採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、不認定であります。したがって、原案について採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（吉田 道明君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり認定されました。

議案第 5 4 号、令和 5 年度三朝町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 5 5 号、令和 5 年度三朝町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 5 6 号、令和 5 年度三朝町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 5 7 号、令和 5 年度三朝町温泉配湯事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 5 8 号、令和 5 年度三朝町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 5 9 号、令和 5 年度三朝町集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 6 0 号、令和 5 年度三朝町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 6 1 号、令和 5 年度三朝町水道事業会計決算の認定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり認定されました。

議案第 6 2 号、三朝町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 6 3 号、三朝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決さ

れました。

議案第 6 4 号、三朝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 6 5 号、三朝町国民健康保険条例の一部改正について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 6 6 号、三朝町立社会体育施設の設置及び管理に関する条例等の一部改正等について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 6 7 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約を変更する協議について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第 6 8 号、損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、本案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 2 陳情第 1 5 号 及び 日程第 2 3 陳情第 1 6 号

○議長（吉田 道明君） お諮りいたします。議事の進行上、この際日程を変更して、日程第 2 2、日程第 2 3 の 2 件の陳情を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、この際日程を変更して、日程第 2 2、日程第 2 3、すなわち陳情第 1 5 号、陳情第 1 6 号の 2 件の陳情を一括議題とします。

陳情に対する委員会の審査経過並びに結果の報告を求めます。

産業民生常任委員会、能見貞明委員長。

○産業民生常任委員会委員長（能見 貞明君） 産業民生常任委員会に付託されました陳情につき、9 月 1 2 日、当役場会議室において委員全員出席の下に委員会を開催し、慎重審査した結果、陳情第 1 5 号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書は、採択すべきもの。

陳情第 1 6 号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書は、不採択とすべきもの。

なお、審査結果の理由につきましては、別紙、審査報告書のとおりです。

○議長（吉田 道明君） 委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論、採決は、1 件ごとに陳情の順を追ってすることといたします。

陳情第 1 5 号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう国に意見書をあげるよう求める陳情書、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第 1 5 号は、採択と決定いたしました。

陳情第 1 6 号、訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書、討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択であります。

この陳情は、委員長報告のとおり不採択と決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。したがって、陳情第 1 6 号は、不採択と決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 2 4 議員派遣について

○議長（吉田 道明君） 日程第 2 4、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件につきましては、お手元に配付しておりますとおり議員派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

日程第 2 5 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（吉田 道明君） 日程第 2 5、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員会、議会広報常任委員会の各委員長からお手元に配付しているとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第 2 6 議会改革調査特別委員会の中間報告について

○議長（吉田 道明君） 日程第 2 6、議会改革調査特別委員会の中間報告についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員会、藤井克孝委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（藤井 克孝君） 議会改革調査特別委員会の中間報告について。

議会改革調査特別委員会による審議の途中経過を、会議規則第 4 7 条第 2 項の規定に基づき報告いたします。

令和 5 年 1 1 月 1 7 日に議員全員による議会改革調査特別委員会を設置し、令和 5 年 1 2 月 1 3 日に第 1 回の委員会を開催して以来、全体委員会を 7 回、小委員会を 2 回、研修会・視察を 3 回開催しながら、議員報酬、議員定数、政治倫理条例、ハラスメント条例などの課題について慎重審議してまいりました。

主な審議結果として、議員定数については、定数 1 2 人を次期改選期から 1 0 人に削減するという意見が多く、中には、現状維持の意見もありましたが、削減する結論に達しました。

削減の理由については、全国的に人口減少が進む中、三朝町の人口も減少の一途をたどっている現状であり、議員定数を削減すべき。県内の同程度の人口規模町村と比較して、1 0 人程度が適当。1 0 人に削減している他町村の状況から、十分に審議は可能という考え方が主な理由であります。そのほか、削減するに当たっての課題も見えてまいりました。議員定数の条例改正は、1 2 月定例会を予定しております。

議員報酬については、中部地区の報酬審議会の答申に基づき、既に 3 月定例会で報酬の改定を

行いました。

政治倫理条例については、条例制定の準備を進めております。

最終的には、12月をめどに審議をまとめる方針で向かっております。詳細については、お手元に配付しております中間報告書を御確認ください。

以上で報告を終わります。

○議長（吉田 道明君） 以上で議会改革調査特別委員会中間報告についてを終わります。

日程第27 議員提出議案第7号

○議長（吉田 道明君） 日程第27、議員提出議案第7号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

能見貞明議員。

○議員（7番 能見 貞明君） 議員提出議案第7号、現行の保険証とマイナ保険証の選択制を堅持し、現行の保険証を廃止しないよう求める意見書を、内閣総理大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣に提出するよう産業民生常任委員会の皆様の賛同をいただき、議員提出させていただきました。

別紙の意見書をよろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（吉田 道明君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。しばらく休憩します。

午後3時37分休憩

午後3時39分再開

○議長（吉田 道明君） 再開します。

追加日程第１ 議案第６９号

○議長（吉田 道明君） お諮りします。ただいま町長から議案第６９号の１件の議案が提出されました。これを追加し、追加日程第１として議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第６９号の１件の議案を日程に追加し、追加日程第１として議題とすることに決定しました。

しばらく休憩します。

午後３時３９分休憩

午後３時３９分再開

○議長（吉田 道明君） 再開します。

追加日程第１、議案第６９号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

松浦町長。

○町長（松浦 弘幸君） 議案第６９号、教育委員会委員の任命について説明申し上げます。

現在、教育委員として御活躍いただいております加藤るみこさんの任期が９月３０日をもって満了となります。加藤さんは、令和２年１０月に教育委員会委員に就任され、高い識見と情熱を持って教育行政全般にわたり御尽力をいただいております。教育委員会委員として適任であり、引き続き、同職への就任をお願いしたいと考えております。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第２項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いいたします。

○議長（吉田 道明君） 本案に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 質疑なしと認め、進行いたします。

討論ありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 討論なしと認め、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

_____・_____・_____

○議長（吉田 道明君） 以上をもって今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。よって、本日をもって閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田 道明君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これにて令和6年第6回三朝町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後3時42分閉会
